

高知県食品海外ビジネスサポーターの旅費等に関する運用規程

(目的)

第1条 この規程は、高知県食品海外ビジネスサポーター（以下「サポーター」という）の旅費の運用について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 サポーターの支援とは、ビジネス相談、ビジネス情報の調査、商談サポート等の役務の提供をいう。
- 2 会長とは、公益社団法人高知県貿易協会会長をいう。

(受益者負担)

第3条 サポーターの支援を受けようとする者は、役務の提供に要する旅費等について負担しなければならない。

ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(経費の範囲)

第4条 前条に定める旅費・通信費等の範囲は、航空機代、鉄道代、バス代、タクシー（UBER 含）代、サポーター自家用車使用料等の交通費、宿泊料金及び商談サポートに必要な飲食費及び WIFI レンタル料など国際通信に必要な費用の実費相当額とする。なお、サポーター自家用車使用料については、当該各号に定めるところによる。

- 1 1 マイルあたりの自家用車使用料は米国通貨 90 セントとし、ガソリン代、保険代、有料道路代、駐車場代を含むものとする。
- 2 原則として、サポーター自宅から滞在地（訪問先）への往復距離で算出する。複数滞在地がある場合は、合計距離で算出する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、旅費等の運用及び必要な事務手続きに関しては別に定める。

(付則)

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

(付則)

この規程は、令和4年1月7日から施行する。